



2012年度増値税税制改革により試行案を正式開始

背景

2011年11月17日、中国政府は物品販売及び役務提供に関する増値税制度改革の実施において重要な一歩を踏み出した。

財政部及び国家税務総局は財税[2011]110号文及び111号文を共同で公布し、上海において「営業税を増値税として改正して徴収する」試行案について、その実施方法及び移行期間の政策を明確にした。試行案は2012年1月1日から施行される。当該試行案は上海の特定業界に対してのみ適用されるものの、その関連政策は今後中国全土の増値税改革の方向性を示していると思われる。

今回のような重大な改革は、短期的に多くの問題が発生するのは言うまでもなく、企業の生産経営に対しても想定外の影響をもたらす可能性がある。但し、基本的に、増値税で営業税を代替するこの改革措置は、企業にとってメリットのある改革である。営業税は増値税ともに、企業の経営活動に対して課税することには変わりはないが、増値税の場合、実際の最終的な負担者は消費者である。現在、世界150以上の国家が付加価値税制度を実施しており、今回の増値税改革によって、中国の流通税制は世界的に認められている最も良い制度に一層近づくであろう。

上記法規は情報量が非常に多いため、本稿は、その中の重要情報を速やかに周知させることを目的とし、本法規定の要約に過ぎないことをご了承いただきたい。KPMG中国は近日中に業界専門検討会を開催し、その詳細問題の検討を行う予定である。また、具体的問題については、所在地のKPMG中国の事務所の担当者に連絡されたい。

基本概念

財政部及び税務総局が公布した通達の内容は多岐に渡るため、最初から細かい問題の検討に入れば、改革本来の目標を見失ってしまうリスクがある。このため、検討する前に、まず関連の重要な基本概念をあらかじめ説明しておく。

- 営業税は課税取引の各段階で課税される。これと異なり、増値税も取引の各段階に課税されるものの、実際の税負担は最終的に消費者の負担となる。したがって、営業税と増値税の税率を直接比較して税負担を評価することは正確ではない。
- 増値税を納付する企業が役務を購入する際に支払った対価には、実際、関連の営業税コストが既に含まれている。一方、営業税の納税者が物品或いは役務を購入する際に支払った対価には、営業税と増値税の2種類の税金コストが含まれている。営業税と増値税が統一されると、上述した重複課税の状況は大幅に解消されるであろう。
- 営業税は地方税務局、増値税は国家税務局に徴収管理されている（上海では、国・地税が統一管理を実施している）。中国のその他の地域では、2種類の税金の統一化により、企業の納税管理が大きく簡素化できるであろう。
- 役務の輸出入に、中国では両方とも営業税が課される。一方、世界的には、役務の輸出には増値税が課されず、役務を輸入する場合、通常、納税者は輸入仕入増値税を控除できる。
- 今回の増値税改革はまず一部の試行地区で試験的に行われる。中国政府は、試行地区での実施状況に基づいて改革の影響を評価し、関連政策について必要な修正及び改善を行う。
- 当該改革の試行期間（即ち、2010年1月1日の当該試行案の開始日から全国で拡大試行されるまでの期間）において、一部業界の生産活動は短期的に影響を受け、試行地区と非試行地区のサプライヤー間の競争が一層厳しくなる可能性があり、更に法規定上明確化されていない問題が発生する可能性もある。但し、他国の経験によると、これらの影響はあくまでも短期的な現象であり、長期的にみると、企業は当該改革から一般的に恩恵を受けるであろう。
- 立法の観点から考えると、上海地区の試行政策は現行の増値税規定を可能な限り試行地区のサービス業種に適用しようとする内容となっている。

上述した基本概念に基づき、以下、試行政策の主要な内容を検討する。

業種及び税率

2012年1月1日より、上海において以下の業種に対して「営業税から増値税への変更」の試行を開始する。

適用税率は以下の通りである。

有形動産リースサービス	17%
交通運送サービス	11%
研究開発及び技術サービス	6%
情報技術サービス	6%
文化創意サービス	6%
物流補助サービス	6%
鑑定証明コンサルティングサービス	6%

企業はまず、自社の提供しているサービスの具体的な性質及び範囲を明確にして、どのサービスが試行政策に従って増値税を、また、どのサービスが現行の方法に従って営業税を納税すべきかを区分しなければならない。試行政策の関連資料においては、上述した各種サービスの具体的な範囲を詳細に説明している。試行政策対象サービス範囲の主要な内容の概略は以下の通りである。

- **有形動産リースサービス:**有形動産のファイナンスリースと有形動産のオペレーティングリースが含まれる。
- **交通運送サービス:**陸上運送サービス、水上運送サービス、航空運送サービス及びパイプラインサービスが含まれる。なお、道路運送、旅客運送、貨物運送のみならず、定期チャーター及びウェットリースも含まれる。
- **研究開発及び技術サービス:**研究開発サービス、技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、特定技術プロジェクトに対して提供したフィージビリティスタディサービス、エネルギー管理サービス契約、探査エンジニアリングサービス等が含まれる。
- **情報技術サービス:**コンピューター、通信インターネット等の技術を利用して関連情報サービスを提供する業務活動である。ソフトウェアサービス、電気回路のデザイン及び測定検査サービス、情報システムサービス及び業務フロー管理サービスが含まれる。
- **文化創意サービス:**デザインサービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、広告サービス及び会議展示サービスが含まれる。
- **物流補助サービス:**航空サービス、港湾埠頭サービス、旅客・貨物運送（鉄道は除く）ターミナルサービス、救難救助サービス、貨物運送代理サービス、税関申告代理サービス、倉庫サービス及び荷役積卸サービスが含まれる。
- **鑑定証明コンサルティングサービス:**認証、鑑定証明サービス及び一般コンサルティングサービス、例えば、法律、税務、会計サービス及び内部管理、業務運営及び工程管理サービス等が含まれる。

予期された通り、金融サービス、不動産及び建築業は試行政策範囲に含まれていない。同様に、保険サービス及び郵便電気通信サービスも現行の営業税が適用される。ここで留意すべきなのは、将来、金融保険業及び生活サービス業（未定義）が増値税の課税対象となる場合、増値税の簡易納税方法を適用するかもしれないことである。

交通運送業に適用される増値税の税率は11%である。現在、交通運送業に適用される営業税の税率は3%であり、同時に増値税一般納税者は関連規定に従って7%の控除率で仕入税額を控除できることから、総合的に考えると、交通運送業の実際税金コストは増加する見込みである。税率の増加によって当該業種の税務コンプライアンスの要求は高くなっていく可能性もある。例えば、企業が増値税一般納税者として認定されて増値税専用發票を発行し、サプライチェーンの各段階においては増値税の累計増加を制限するようになるであろう。なお、一部、比較的特殊な移行優遇政策もあり、例えば、増値税の一般納税者は、試行地区における小規模納税者が提供した交通運送サービスを享受する場合、7%の控除率によって計算し、仕入税額を控除できる。

試行都市－上海

税制改革試行項目に関する明らかに主要な問題の1つとしては、いかに工夫して試行地区を上海地区に限定するかということである。試行政策の影響を受ける課税対象サービスに増値税または営業税を適用するかの基準は、次ページの表の通りである。

サービス提供者の機構所在地	役務の発生地は？	増値税または営業税か？
上海	上海	増値税
上海	中国大陸その他地区	営業税、但し、増値税を計算・納付する際に、控除が認められる。
中国大陸その他地区	上海	営業税
中国大陸その他地区	中国大陸その他地区	営業税

企業が上海で上記の試行政策対象サービスを行う場合、当該「機構所在地」は上海と認定される。「機構」の概念は法的実体としての法人とは異なっている。つまり、1つの法人は異なる地区に多数の「機構」を所有することができる。したがって、試行期間の同一法人の異なる機構においては、一部の機構（即ち、上海に所在している機構）が増値税の納税義務を負い、もう一部の機構（即ち、中国大陸その他地区に所在している機構）は従来通り営業税の納税義務を負う。

これらの法規において、いかに役務発生地を確定するかという問題は避けられず、常に引き起こされるであろう。特に、当該問題は無形固定資産の取引、電子ビジネス並びにリース活動においてより顕著である。

役務の輸出入

試行法規においては、役務輸出がゼロ関税率或いは免税制度を適用することを規定したものの、適用条件については規定していない。関連適用条件の明確化は関連業界の歓迎を受けるはずである。事実上、現行の営業税税制の欠陥の1つは役務輸出に対して課税することである。適用される業務にもよるが、役務貿易に売上税を徴収しないことは、関連企業のコストを大幅に減少させるであろう。

役務輸入の規定については、現行の貨物輸入関連規定を相当程度、参考にしている。即ち、役務提供者が中国国内に経営機構を有していない場合、上海に所在する代理人或いは役務の享受者が増値税を源泉徴収する。法規は、この状況において一定の条件を満たす場合、役務の享受者が仕入税額を控除できることを明確にした。したがって、増値税は実際のコストにはならない。

ここで留意すべきは、海外役務提供者が中国国内企業に提供した海外で完全に消費した課税役務について、増値税を課税しないことである。同様に、海外企業が中国国内企業に動産を貸出し、当該動産の使用が完全に海外で行われる場合、増値税の納税義務を負わない。

今回の税制改革の影響で、国際役務に関わる営業税或いは控除不可能の増値税が発生しないことを前提に、多くの企業は現在、関連取引の関連方針を見直し始めている。このため、企業は提供した国際役務が税制改革に関わる課税対象役務範囲内に含まれることを確保し、且つ、関連仕入税額控除の条件を遵守しなければならない。

増値税一般納税者資格の認定及び発票(増値税専用インボイス)の発行

増値税改正の試行策の執行によって影響を受ける多くの企業は、増値税一般納税者の認定を申請するか否かを考慮しなければならない。ここで注意すべきなのは、課税役務年間売上額が500万人民元以上(500万元を含む)である企業は、増値税一般納税者として登録しなければならないことである。当該基準額は従来の増値税法規に規定した80万人民元より遥かに高く、当該試行策の試行中或いは終了後に、当該基準額が下げられる可能性がある。

課税対象役務の年度売上額が500万人民元未満の企業であっても、会計制度が健全であれ

ば、増値税一般納税者資格の認定を申請することができる。増値税一般納税者として認定されれば、当該企業は増値税専用インボイス発行機器を購入して、増値税専用インボイスを発行しなければならない。

今回の増値税一般納税者認定基準の規定によって、多くの企業は以下の選択に迫られている。即ち、増値税一般納税者の認定を申請するか、或いは引き続き増値税小規模納税者として簡易徴収方法に従って3%の増値税を納付するかという選択である。

改革の試行開始日まで限られた時間しかないため、上記の選択機会を有する企業は当該問題を直ちに検討しなければならない。KPMG中国が入手した情報によると、一部試行地区内の企業は既に税務局の要請に従って関連セミナーに参加している。なお、主要仕入先が増値税一般納税者として登録され、且つ増値税専用インボイスを発行する能力を有するかどうか、企業は早急に確認すべきである。

免税

今回の法規には、現行の営業税法規に規定した免税項目を一部継承しているが、以下のものが含まれる。

- 試行政策の対象となる納税者が役務提供した技術譲渡、技術開発及び関連の技術コンサルティング、技術サービス(適用条件については、財税事[1999]273号文の関連規定を参照)
- 2012年1月1日から2013年12月31日まで、上海で登録したオフショア・アウトソーシング・サービス業務に従事した企業により提供された課税対象サービス(適用条件については、財税事[2010]64号文の関連規定を参照)

これらの規定は、現行の営業税優遇政策からの円滑的な移行を目的としている。増値税の免税規定も、個人の著作権譲渡、障害者個人が提供した課税対象サービス、航空会社が飛行機を提供して農薬を散布するサービス、並びに台湾水上運送会社が台湾と中国大陆との間に直航業務に従事して中国大陆から取得した運送収入等に適用される。その他、条件を満たした省エネサービス会社がエネルギー管理プロジェクト契約の実施において提供した課税対象サービスも、増値税の免税を享受できる。

ここで注意すべきなのは、増値税免税プロジェクトは単に売上税額を計算する必要がないことを意味しており、これらのプロジェクトと関連する仕入税額は控除できないことである。したがって、その結果として、企業に有利とは言えないであろう。増値税免税プロジェクトはゼロ税率プロジェクトと異なる。ゼロ税率プロジェクトの仕入税額は控除できるため、一部の企業としては、仕入増値税を控除できるように増値税の免税を申請しないほうが有利かもしれない。もちろん、これについては、具体的な状況によって分析しなければならない。

有形動産リース

試行政策の対象となる納税者が2012年1月1日より前に締結した、まだ執行中の有形動産の契約に関しては、当該契約の満期日まで営業税の納税義務を負わなければならない。上海の一部リース会社は既にリース契約を締結し、且つ契約の条文は試行政策に従って増値税に変更できない可能性がある。したがって、当該過渡的措置はこれらのリース会社の負担軽減にもなり、歓迎されるはずである。

なお、当該負担軽減経過措置は賃借者ではなく、賃貸者のみを保護する内容となっているのは興味深い。つまり、賃借者は上海の試行政策対象企業であれば、賃借料に含まれた営業税を負担するよりも、増値税で課税するリース(賃借者側に仕入税額控除できるため)を選択

したいかもしれない。このような場合、賃借者が賃貸者と新しいリース契約を締結することを検討する必要がある。

試行政策の法規は、その他の契約に対して経過措置を講じていないようである。影響を受ける企業は自社の契約を確認し、両者の交渉を通じて関連増値税が控除できるか否か検討しなければならない。

最後に、物品販売に係る増値税率とオペレーティングリース及びファイナンスリースに係る増値税率の統一は、企業の経営意思決定において、流通税の慎重な検討が不要になることを意味する。

複数税率の適用による売上増値税と仕入増値税の不一致

一部の企業は、営業税と増値税の課税対象サービスを同時に提供するケースも考えられる。この場合、2つのインボイスシステムを準備し、仕入増値税を分類・追跡することが必要になる。上海と上海以外に機構を有する企業も、このケースに該当する可能性がある。

今回の試験導入制度のもと、少なくとも4つの増値税税率(6%、11%、13%、17%)が常用されることになる。類似の資産またはサービスの課税方法が大きく異なる可能性もある。したがって、契約交渉、契約書起草にあたり、提供するプロジェクトの具体的内容や金額を明記することが非常に重要である。

複数税率の使用により、売上増値税と仕入増値税の不一致が発生する可能性もある。例えば、物流会社に適用される売上税率は6%だが、仕入増値税率11%の輸送インボイスを受け取る場合が考えられる。同様に、あるサービス企業には11%の売上税率が適用されるが、受け取る仕入インボイスの控除税率は17%かもしれない。このような場合、仕入増値税控除額は無期限に繰り越すことができるものの、潜在的機会コストは大きい。なお、中国では一般に、仕入増値税額が売上増値税額を上回ったとしても還付されない(輸出還付税を除く)。

クロス適用条項

2種類の税を1種類に統一することにより、クロス適用される条項がいくつかある。主な例は以下の通りである。

- 企業が既に増値税の一般納税者である場合、今回の試験導入制度の対象となるサービスのため、再度一般納税者の認定を受ける必要はない。
- 試験導入対象の増値税一般納税者は、2011年12月31日現在の仕入増値税残高(貨物購入に関わる)を、課税対象サービスの仕入増値税として控除できない。
- 企業が差額に基づき営業税を納付する場合、試験導入対象の納税者から受けた課税対象サービスの仕入税額を控除することができない。

全体として、今回の税制改正は、多くの既存の増値税の概念を試験導入業種に適用しようとしている。

増値税の「先納付後還付」

以下のサービスを提供する試験導入対象納税者は、「先納付後還付」政策の適用を受けることができる。

- 洋山港保税區で国内貨物輸送、倉庫保管及び関連サービスを提供する企業

- 身体障害者を雇用する企業（一定条件を満たす必要がある）
- パイプライン輸送サービスを提供し、かつ実質増値税負担が3%を超える企業
- ファイナンスリースサービス企業の認可を受け、かつ実質増値税負担が3%を超える企業

潜在的機会－試験導入対象企業

今回の改正の影響を受ける企業には、以下のような対応策が考えられる。

- 試験導入対象企業は、固定資産の購入を延期し、改正施行後に固定資産を購入することによる、仕入増値税額の控除を検討できる。しかし、企業は現行の契約や購入注文のキャンセルや、最近購入した固定資産の返品を決める前に、慎重に検討する必要がある。
- 試験導入対象企業は、改正施行後にサービスを購入することによる、営業税負担の回避を検討できる。これは特に関連者からの役務提供について言えることである。但し、支払期限が契約で定められている場合、単に支払いを改正施行まで延期するのみでは営業税負担を回避できない可能性に、注意が必要である。
- 試験導入対象企業は、上海企業以外の企業からサービスを購入せず（恐らく控除できない営業税を納付する必要がある）、その代わりに上海企業からサービスの購入を検討できる（仕入増値税が控除される可能性がある）。この方法は、増値税改革が全国範囲で拡大施行される前の時期のみに適用される。

国際経験によれば、多くの企業は上記の理由によって増値税の一般納税者として未登録、且つ増値税専用発票を発行できない企業との取引を停止させる可能性がある。

潜在的機会－試験導入時点で既に増値税一般納税者である場合

- 販売、或いは部品輸入に対して増値税を納付している企業にとって、今回の増値税改革は売上増値税の計算に影響を与えないが、上記の企業が試験導入対象企業からサービスを購入する場合、相応の仕入増値税の控除ができるため企業の競争優位をもたらす。
- 実務において、多くの増値税一般納税者は営業税を納付しなければならないサービスを受けている。企業グループ内部のサービス提供であっても、またその他の組織からのサービス提供であっても、当該試験導入案の影響を受け、それらのサービスに対応する仕入増値税が控除される可能性がある。

潜在的機会－試験導入対象外企業

試験導入対象外企業は、自社のサプライヤーリスト及び価格差額の精査を検討されたい。そして、税率が高いが控除可能である増値税と、税率は低いが控除できない営業税のどちらが有利であるかを比較する必要がある。少なくとも、企業はサプライヤーとの交渉において、税制改正の影響を交渉材料の1つとすることができるだろう。

増値税への準備

試験導入対象企業は、社内の利害関係者や外部顧問と協力し、積極的に税制改正に備えた準備をしなければならない。これら企業に協力するため、KPMGは企業が対応を求められる主要領域を、「VAT Ready」というモデルとして視覚化した。

このモデルに基づき、KPMG中国は企業が今回の重要な改正に対応するための各種サービスを準備している。KPMG中国の担当者にご連絡いただければ、改正施行に備え貴社のサポートが可能である。



準備チェックリスト

2011年第34回チャイナアラートでも言及した通り、今回の改正に対応するため、企業には以下のような対策が求められる。

- 試験導入政策が企業に直接または間接に与える影響の特定。**まず自社が提供する各サービスについての、業務フロー及び収入の内容及び地域を分析し、次に自社が受けるサービスの費用についても同様の分析が必要である。
- 税制改正は企業のビジネスモデルにどのような影響を及ぼすか。**中国で事業を展開する大部分の企業が、ビジネスモデル設計の際に考える要素の一つとして、いかにして営業税の重複課税の影響を最小限に抑えるかということがある。今回の増値税改革の正式施行後も、既存のモデルが必要であるか、企業のビジネスモデルが効率性を保っているかについて検証が必要である。また、サービスを受ける場合は、どの地域から受けるべきか(上海なのか、他地域なのか)についても検討が必要である。
- 今回の増値税改革は、企業の販売する資産及び提供するサービスの価格にどのような影響があるか。**価格の上昇を見越した駆け込み需要がありうるか、逆に価格低下を見越した需要の先延ばしが起こりうるか。企業は、市場需要の変化に対応するための十分な資源を持ちあわせているか。サプライヤーが税制改正の影響を受ける場合、仕入価格の値下げを法的、ビジネス的に交渉できる能力があるか。
- 企業の既存の契約は、増値税改革施行後も引き続き執行できるか。**既存契約を維持する場合、税制改正の影響を転嫁できるような条項が契約に含まれているか。また、資産及びサービスの購買契約を締結している場合、サプライヤーが税制改正の影響を企業に転嫁することを可能にするような条項が含まれていないか。

5. **企業の情報技術や会計システムは、税制改正による変化に対応できるか。**企業の購入する資産やサービスにかかる仕入増値税を、システム上、適時に確認・控除できるか。企業に複数の増値税税率が適用される場合や、業界により営業税が併存する場合、対応する税務コードを設定しているか。
6. **現行の営業税納税者は、固定資産購入にかかる仕入増値税の控除ができない。**企業は仕入増値税控除を受けるため、固定資産の購入計画を延期すべきか。延期する場合、いつまで延期するのか。
7. **企業のインボイス及び現金出納システムは、適時に売上増値税の確認ができるか。**顧客の増値税控除に必要な、増値税専用インボイスを発行するためのシステムが整っているか。
8. **今回の改革は、企業のキャッシュフロー、特に税率が上昇する可能性のある営業税納税者にどのような影響があるのか。**企業はいかに増値税納付前に顧客から代金を回収するか、どうやって購入にかかる増値税の納付・控除・免除の時間を最大限に短縮させることができるのか。
9. **企業の既存または潜在的サプライヤーのうち、仕入増値税の控除ができない小規模納税者はどの程度あるか。**改正施行後、企業はこれらのサプライヤーとの取引を中止すべきか。仕入増値税の控除を受けられるよう、増値税専用インボイスが発行できるサプライヤーと取引すべきか。
10. **企業の従業員の、税務事務の処理能力は十分か。**買掛金処理の担当者は、インボイスが規定に従うことを確認し、適切に処理する能力があるか、またそのための教育を受けているか。正確なインボイス管理を補助するため、どのような政策或いは業務プロセスを策定することが必要か。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Kevin Lee

Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Jesse Wang

Tel. +86 (10) 8508 7514
jesse.wang@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Dawn Foo

Tel. +86 (21) 2212 3412
dawn.foo@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang

Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3605
cheng.dong@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Yong Yong Ng

Tel. +86 (21) 2212 3440
Yongyong.ng@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Michelle B. Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Nigel Hobler

Tel. +852 2143 8784
nigel.hobler@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.